

第1回 宮崎市児童相談所の あり方検討委員会

令和5年11月22日
宮崎市

目次

- 00 はじめに
- 01 本市の現状と課題
- 02 国の動きと法改正の経過
- 03 現在の通告後の流れ
- 04 今後県から移譲される主な業務
- 05 本市の基本方針
- 06 想定される虐待相談対応件数
及び一時保護所の定員 等
- 07 人材確保及び育成

開催スケジュール

回	日時
第1回	令和5年11月22日（水） 17：00～19：00
第2回	令和5年12月27日（水） 17：00～19：00
第3回	令和6年 1月30日（火） 16：00～18：00
第4回	令和6年 2月16日（金） 17：00～19：00
第5回	令和6年 3月18日（月） 17：00～19：00

場所：全て「本庁舎4階特別会議室」

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会設置について

設置の趣旨

市の児童虐待等の現状を踏まえ、児童相談所の設置に向け、あり方を検討するため。

会議の形式

委員会を懇談会形式とし、委員の意見を幅広く聴取する。

まとめ

聴取した意見を報告書にまとめる。

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会委員について

委員	職名等
学識経験者	安部 計彦 氏 西南学院大学 人間科学部・社会福祉学科 教授
実務経験者	安田 真里 氏 元宮崎県中央児童相談所 所長 社会福祉士・精神保健福祉士
関係団体	甲斐 英幸 氏 NPO法人 子ども虐待防止みやざきの会 会長
専門分野 (心理職)	柳田 哲宏 氏 宮崎県公認心理師・臨床心理士会 会長
専門分野 (弁護士)	増田 良文 氏 宮崎県弁護士会 (子どもの権利委員会)

開設までのスケジュール（案）

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
あり方検討委員会	↔						
基本構想・基本計画		↔					
職員採用		←————→					
研修派遣等		←————→					
基本設計・実施設計			↔				
工事				←————→			
児童相談所開設						R10 以降	→



01

本市の現状と課題

本市の現状と課題①

児童相談所管轄人口の比較（R3.10.1現在）

出典：宮崎県「業務概要（令和4年度作成）」

	管内人口（人）	児童人口（人）	管轄区域（市）	管轄区域（町）	管轄区域（村）
中央児童相談所	570,527	90,929	宮崎市、日南市、西都市	国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町	西米良村
都城児童相談所	270,577	44,128	都城市、小林市、串間市、えびの市	三股町、高原町	
延岡児童相談所	219,854	33,432	延岡市、日向市	門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	諸塚村、椎葉村
宮崎県全体	1,060,958	168,489			

【参照】

	管内人口（人）	児童人口（人）	管轄区域（市）	管轄区域（町）	管轄区域（村）
宮崎市	400,775	65,364	宮崎市		
中央児童相談所に占める宮崎市の割合	70.25%	71.88%			

本市の現状と課題②

年度別相談受付件数の推移

出典：宮崎県「業務概要（令和4年度作成）」

		養護相談			保健相談	障がい相談							非行相談			育成相談					その他	合計
		児童虐待	その他	小計		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	小計	く犯行為等	触法行為等	小計	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	小計		
令和元年度	宮崎県	1,959	270	2,229	0	12	0	22	4	1,519	174	1,731	80	33	113	170	39	182	4	395	166	4,634
	うち宮崎市	767	66	833	0	6	0	1	0	534	48	589	22	7	29	77	11	31	1	120	79	1,650
	相談(市)/合計(市)	46.5%	4.0%	50.5%	—	0.4%	—	0.1%	—	32.4%	2.9%	35.7%	1.3%	0.4%	1.8%	4.7%	0.7%	1.9%	0.1%	7.3%	4.8%	100%
令和2年度	宮崎県	1,883	267	2,150	0	15	0	1	6	1,302	146	1,470	72	32	104	156	25	142	3	326	192	4,242
	うち宮崎市	617	86	703	0	5	0	0	2	443	43	493	16	5	21	50	13	30	1	94	115	1,426
	相談(市)/合計(市)	43.3%	6.0%	49.3%	—	0.4%	—	—	0.1%	31.1%	3.0%	34.6%	1.1%	0.4%	1.5%	3.5%	0.9%	2.1%	0.1%	6.6%	8.1%	100%
令和3年度	宮崎県	1,843	267	2,110	1	14	0	4	3	1,473	128	1,622	38	46	84	113	6	68	0	187	141	4,145
	うち宮崎市	671	60	731	0	4	0	0	2	487	34	527	14	4	18	39	2	15	0	56	82	1,414
	相談(市)/合計(市)	47.5%	4.2%	51.7%	—	0.3%	—	—	0.1%	34.4%	2.4%	37.3%	1.0%	0.3%	1.3%	2.8%	0.1%	1.1%	—	4.0%	5.8%	100%

本市の現状と課題③

虐待の相談種別件数（中央児童相談所管内）

出典：宮崎県「業務概要（令和元年度作成～令和4年度作成）」

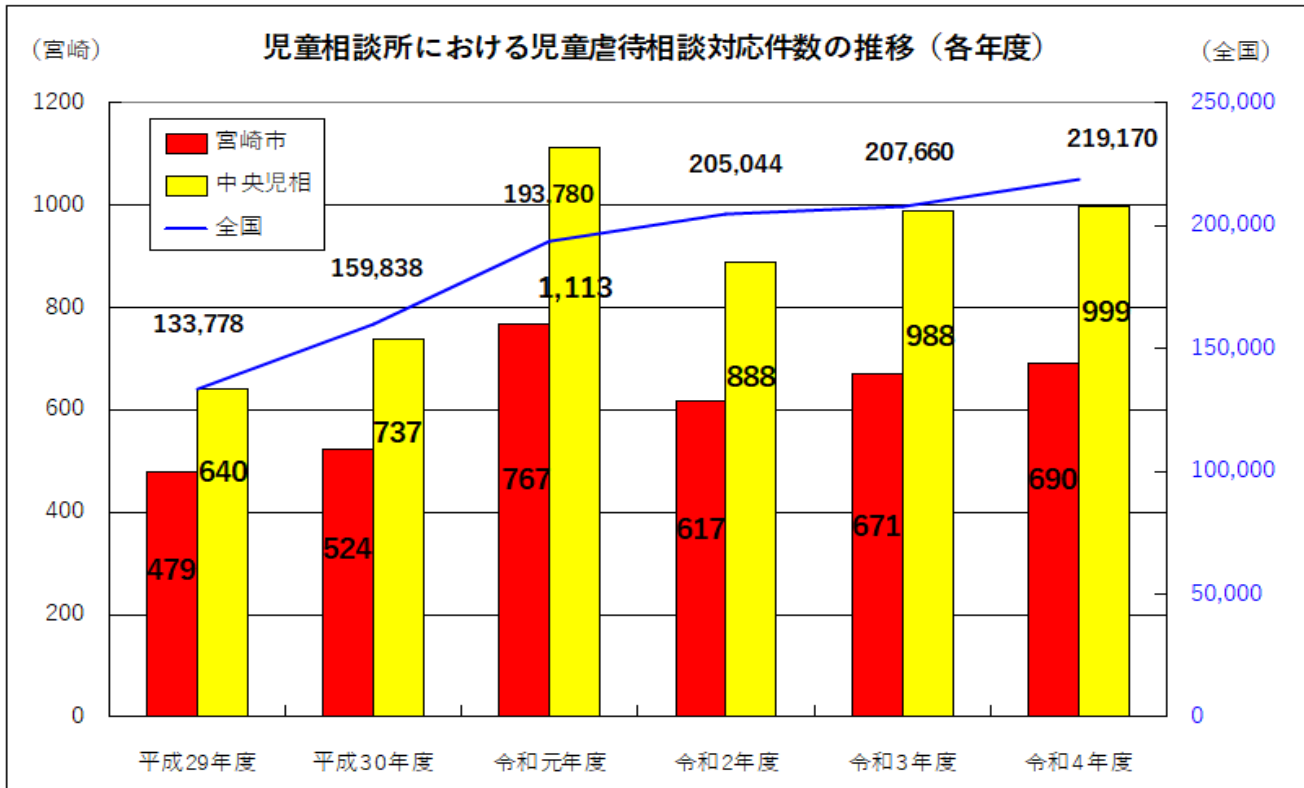
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体的虐待	164	296	253	333
性的虐待	10	13	11	12
心理的虐待	429	562	485	443
保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	134	242	139	200
合 計	737	1,113	888	988

〈虐待の定義〉

- ・身体的虐待： 殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど
- ・性的虐待： 子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど
- ・心理的虐待： 言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど
- ・保護の怠慢、拒否： 食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

本市の現状と課題④

虐待相談対応件数



・全国的に、児童虐待相談対応件数は例年過去最多を更新しており、宮崎市においても近年高止まりが続いている状況。

・平成29年度と令和4年度を比較すると、全国は約1.6倍、県は約1.6倍、市は約1.4倍となっている。

※宮崎県中央児童相談所管内（3市7町1村）のうち、約7割が宮崎市の案件。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中央児童相談所	640	737	1,113	888	988	999
うち宮崎市	479	524	767	617	671	690
全国	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170

本市の現状と課題⑤

虐待相談の経路別相談件数

出典：宮崎県「業務概要（令和元年度作成～令和4年度作成）」

		家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県		市町村			児童福祉施設		保健所	医療 機関	警察等	児童 委員	学校等		その他	総数
					福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	その他					幼稚園	その他		
平成30年度	宮崎県	133	166	12	6	143	63	2	45	13	3	2	23	626	0	6	116	20	1,379
	うち宮崎市	55	85	9	0	63	13	0	0	4	0	0	8	230	0	2	42	13	524
	経路（市）/総数（市）	10.5%	16.2%	1.7%	—	12.0%	2.5%	—	—	0.8%	—	—	1.5%	43.9%	—	0.4%	8.0%	2.5%	100.0%
令和元年度	宮崎県	186	229	15	8	130	180	5	66	15	7	1	27	741	1	2	266	74	1,953
	うち宮崎市	79	119	10	0	31	44	3	3	8	5	0	14	275	1	0	140	35	767
	経路（市）/総数（市）	10.3%	15.5%	1.3%	—	4.0%	5.7%	0.4%	0.4%	1.0%	0.7%	—	1.8%	35.9%	0.1%	—	18.3%	4.6%	100.0%
令和2年度	宮崎県	153	217	16	0	93	165	6	42	29	35	0	20	830	0	4	223	50	1,883
	うち宮崎市	45	88	5	0	19	24	1	0	7	16	0	10	299	0	0	89	14	617
	経路（市）/総数（市）	7.3%	14.3%	0.8%	—	3.1%	3.9%	0.2%	—	1.1%	2.6%	—	1.6%	48.5%	—	—	14.4%	2.3%	100.0%
令和3年度	宮崎県	159	241	17	0	92	179	2	31	22	10	0	30	734	4	7	228	87	1,843
	うち宮崎市	51	122	8	0	26	49	0	0	13	8	0	10	199	4	0	133	48	671
	経路（市）/総数（市）	7.6%	18.2%	1.2%	—	3.9%	7.3%	—	—	1.9%	1.2%	—	1.5%	29.7%	0.6%	—	19.8%	7.2%	100.0%

【参考】 先行児童相談所設置における虐待相談の経路別相談件数

出典：厚生労働省「行政福祉報告例」

令和元年度	明石市	38	90	2	41	76	27	5	13	19	2	6	2	206	5	0	67	10	609
	経路/総数	6.2%	14.8%	0.3%	6.7%	12.5%	4.4%	0.8%	2.1%	3.1%	0.3%	1.0%	0.3%	33.8%	0.8%	—	11.0%	1.6%	100.0%
令和2年度	明石市	46	126	4	36	62	13	10	25	19	0	0	1	227	7	1	86	12	675
	経路/総数	6.8%	18.7%	0.6%	5.3%	9.2%	1.9%	1.5%	3.7%	2.8%	—	—	0.1%	33.6%	1.0%	0.1%	12.7%	1.8%	100.0%
令和3年度	明石市	46	121	7	18	55	22	1	11	31	3	0	7	282	4	8	75	4	695
	経路/総数	6.6%	17.4%	1.0%	2.6%	7.9%	3.2%	0.1%	1.6%	4.5%	0.4%	—	1.0%	40.6%	0.6%	1.2%	10.8%	0.6%	100.0%

本市の現状と課題⑥

一時保護の受付状況（中央児童相談所管内の内宮崎市域分）

		令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度						
		定員30人				定員30人				定員30人				定員30人						
		受付（年度中）				受付（年度中）				受付（年度中）				受付（年度中）						
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上			
所内保護	養護	児童虐待		7	50	21	8	1	34	16	7	8	44	22	7	1	36	18	4	
		その他		0	3	1	3	0	4	2	0	0	1	0	0	0	4	0	2	
		障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		非行		0	1	2	0	0	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0
		育成		0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	3	1	0	1	6	0	
		保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		7	54	26	11	1	39	22	8	8	47	25	8	1	41	26	6		
委託保護	養護	児童虐待		42	17	2	4	28	7	1	4	64	38	11	5	48	28	15	3	
		その他		7	6	2	4	3	2	0	1	3	6	2	0	5	14	6	1	
		障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		非行		0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
		育成		0	2	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	1	2	0	
		保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		49	26	6	9	31	9	3	8	67	45	13	6	53	43	23	4		

【参考】本市の現状と課題⑥

一時保護の受付状況（中央児童相談所管内分）

			令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			定員30人				定員30人				定員30人				定員30人			
			受付（年度中）				受付（年度中）				受付（年度中）				受付（年度中）			
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
所内保護	養護	児童虐待	8	60	27	10	3	48	21	9	8	68	30	11	2	49	25	7
		その他	0	3	1	3	0	6	2	0	0	1	0	0	0	4	0	2
	障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行		0	1	5	2	0	2	4	2	0	3	2	0	0	0	5	0
	育成		1	5	2	0	0	0	2	1	0	0	4	2	0	1	7	2
	保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		9	69	35	15	3	56	29	12	8	72	36	13	2	54	37	11
委託保護	養護	児童虐待	69	26	4	5	43	13	1	4	98	68	11	10	75	48	17	6
		その他	9	6	2	4	3	3	0	1	3	6	2	0	10	14	6	1
	障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行		0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0
	育成		0	3	3	0	0	1	2	3	0	0	1	2	0	1	4	1
	保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		78	36	9	10	46	17	3	10	101	75	14	13	85	63	29	8

本市の現状と課題⑦

里親等委託率の推移（宮崎県）

出典：宮崎県HP「宮崎県における里親委託推進の取組」

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	3年度 (宮崎市分)
a.里親委託児童数（人）	56	51	45	36	34	30	14
b.ファミリーホーム入所児童数（人）	2	6	10	10	12	13	2
c.乳児院入所児童（人）	24	26	29	28	26	30	9
d.児童養護施設入所児童数（人）	337	342	361	359	359	350	117
e.小計（a+b+c+d）	419	425	445	433	431	423	142
f.里親等委託率 （（a+b）/e）	13.8%	13.4%	12.4%	10.6%	10.7%	10.2%	11.3%
（参考）全国の状況	19.7%	20.5%	21.5%	22.8%	23.5%	未公表	

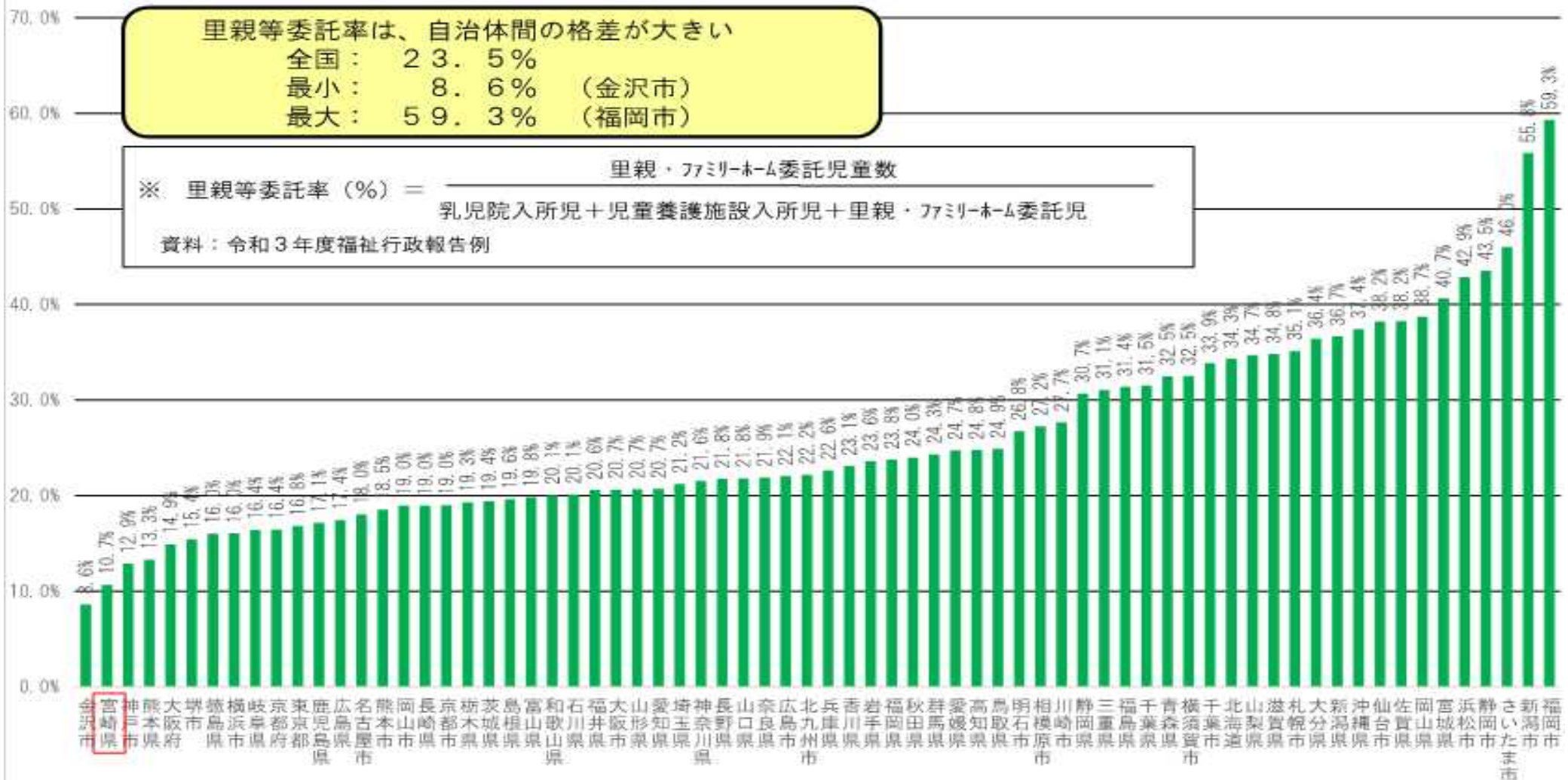
本市の現状と課題⑧

里親等委託率（全国）

出典：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

70 都道府県市別里親等委託率（令和3年度末）



【参考①】 宮崎市の子どもに関する相談の現状

○宮崎市家庭児童相談件数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童虐待	中央児童相談所 (宮崎市分)	524	767	617	671
	宮崎市役所	498	623	458	413
	合 計	1,022	1,390	1,075	1,084
全 体	中央児童相談所 (宮崎市分)	1,344	1,650	1,426	1,414
	宮崎市役所	1,208	1,332	1,191	927
	合 計	2,552	2,982	2,617	2,341

【参考②】 宮崎市の子どもに関する相談の現状

○相談種別（宮崎市役所及び中央児童相談所（宮崎市分）の合算）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護相談	虐待	1,022	1,390	1,075	1,084
	その他	696	684	753	496
保健相談		6	0	1	1
障がい相談	肢体不自由	4	6	5	4
	視聴覚障がい	0	0	0	0
	言語発達障がい等	1	1	1	2
	重症心身障がい	1	0	2	2
	知的障がい	502	534	443	487
	発達障がい	57	49	46	34
非行相談	く犯行為等	35	23	16	15
	触法行為等	16	7	5	4
育成相談	性格行動	93	105	65	67
	不登校	40	54	39	29
	適性	37	33	33	20
	育児・しつけ	6	10	11	8
その他		36	86	122	88
合 計		2,552	2,982	2,617	2,341

○令和4年度 宮崎市役所における進行管理件数（総数）

進行管理件数 481件（内最終結件数 256件）

02

国の動きと法改正の経過

国の動きと法改正の経緯①

2000年 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）成立

- ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
- ・住民の通告義務等

2004年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正

- ・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象）
- ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）
- ・**中核市程度の人口規模（30万人以上）を有する市を念頭に政令で指定する市についても児童相談所の設置が可能**
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

2008年 児童福祉法の改正

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 等

2016年 児童福祉法・児童虐待防止法の改正

- ・児童福祉法の理念の明確化
- ・市町村及び児童相談所の体制の強化
- ・母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の全国展開 等

2017年 児童福祉法・児童虐待防止法の改正

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 等

2018年7月 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

- ・乳幼児健診未受診者や、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施 等

国の動きと法改正の経緯②

2018年12月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）

- ・ **児童相談所の体制強化、市町村の体制強化（2022年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置）等**

2019年2月 緊急総合対策の更なる徹底・強化について

- ・ 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、関係機関の連携に関する新ルールの設定 等

2019年3月 児童虐待防止対策の抜本的強化について

- ・ 児童相談件数の急増と深刻な事案等を踏まえ、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化を図る。

2019年6月 児童福祉法等の改正

- ・ 児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化 R2.4.1施行）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進 等

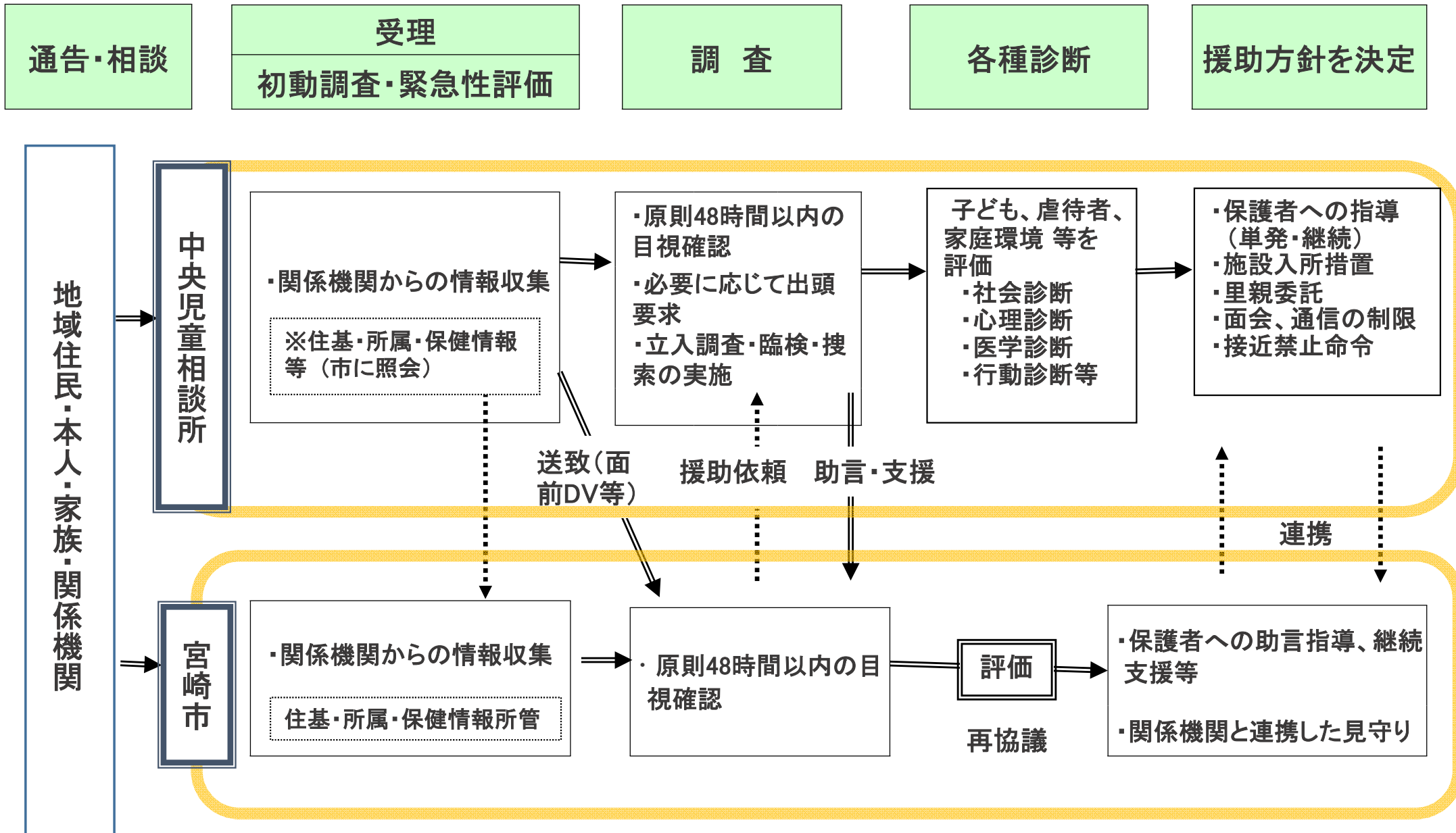
2022年6月 児童福祉法等の改正

- ・ 市は全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う **子ども家庭センターの設置**や、身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努める。【令和6年4月1日施行】
- ・ 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、**児童の意見聴取等の措置を講ずる**こととする。【令和6年4月1日施行】
- ・ 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、**事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続**を設ける。 など

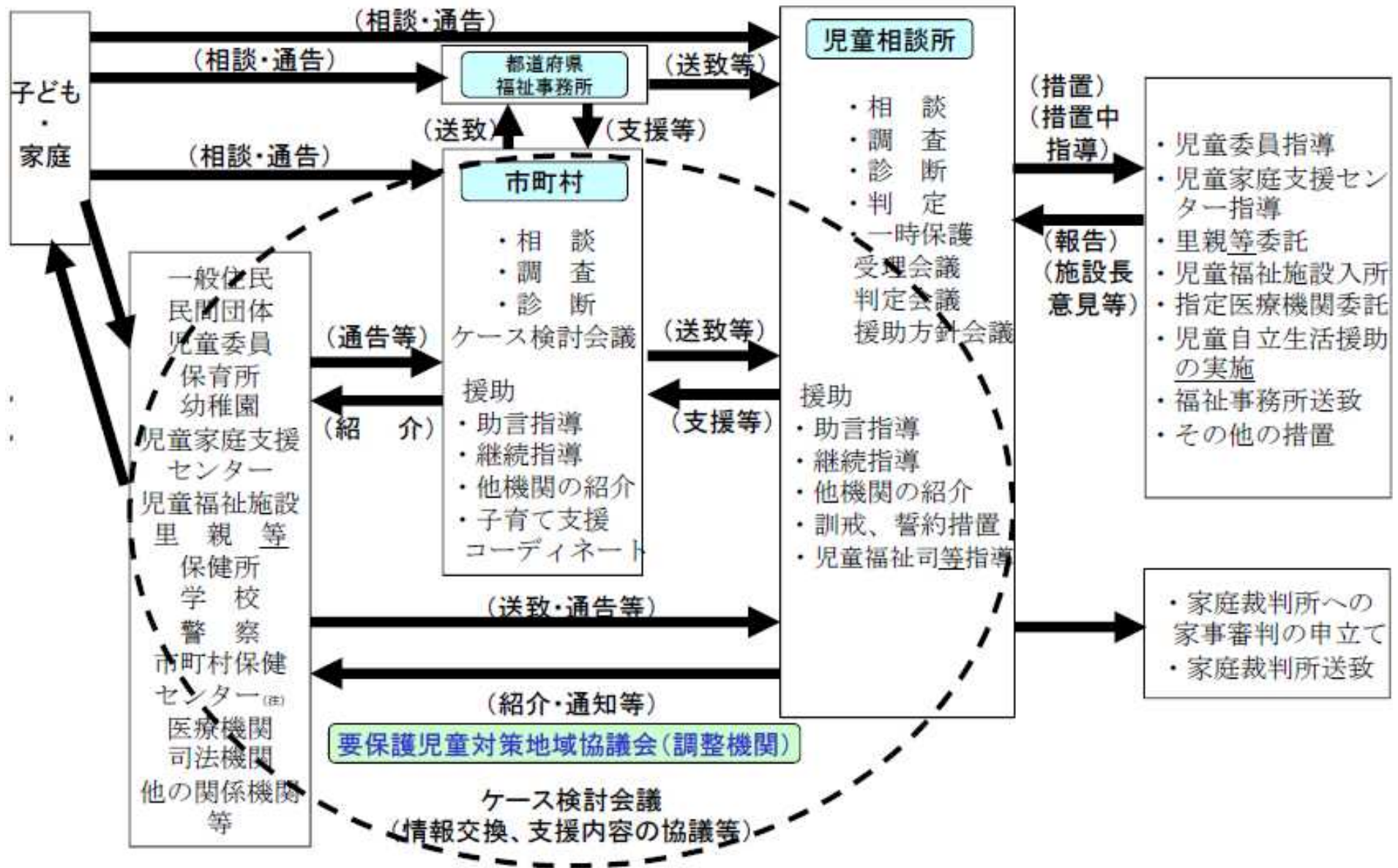
03

現在の通告後の流れ

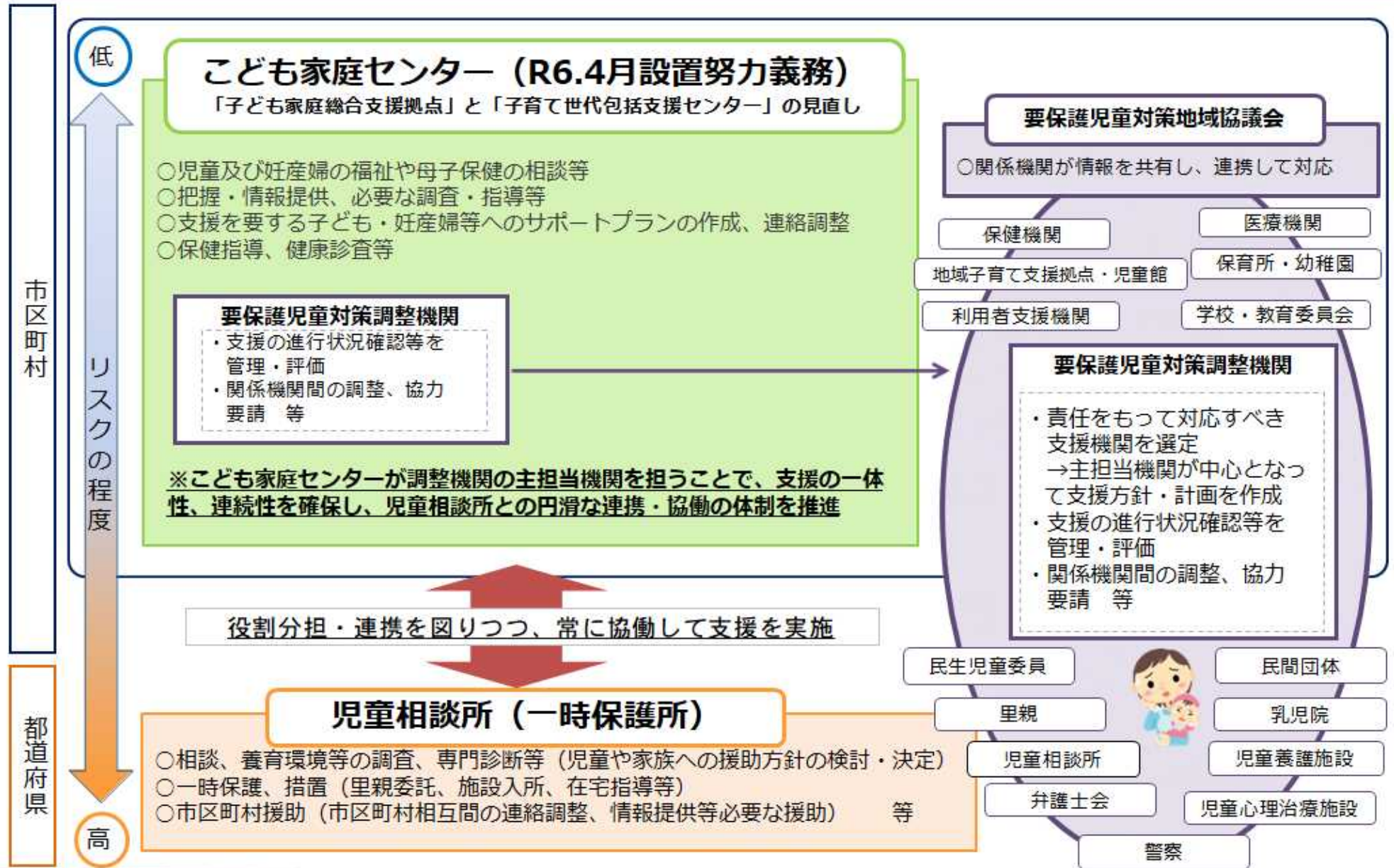
現在の通告後の流れ①（宮崎県と市の役割）



現在の通告後の流れ②（相談援助活動系統図）



【参考】 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



04

今後県から移譲される主な業務

今後県から移譲される主な業務

No	事務名	No	事務名
1	里親に関する事務	8	小規模住居型養育事業に関する事務
2	児童福祉審議会の設置に関する事務	9	障がい福祉サービス等情報公開に関する事務
3	障がい児入所給付費の支給等に関する事務	10	無認可施設に関する事務
4	指定障害児入所施設に関する事務	11	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務
5	障害児入所医療費に関する事務	12	特別児童扶養手当に係る判定事務
6	児童自立生活援助事業に関する事務	13	療育手帳に係る判定事務
7	児童福祉施設に関する事務		

【参考】中核市に伴い移譲された業務

No	事務名	No	事務名
1	児童委員に関する事務	6	障がい児通所支援事業に関する事務
2	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	7	認可外保育施設に関する事務
3	指定小児慢性特定疾病医療機関に関する事務	8	一時預かり事業に関する事務（病児保育事業含）
4	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関する事務	9	公私連携型保育所に関する事務
5	指定療育機関に関する事務		

05

本市の基本方針

基本的な考え方

児童相談所 設置のねらい

市民に最も身近な基礎自治体として、令和6年4月に設置予定の「こども家庭センター」に加え、専門性の高い児童相談所を設置することで、育児相談や子育て支援から児童虐待の未然防止や緊急時の一時保護、その後の継続支援まで、子どもの対応を一貫して行うことができるようになる。

基本理念

安心して子どもを産み育て、 子どもが健やかに成長できるまちづくり

「宮崎市子ども・子育て支援プラン」では、地域や社会全体が保護者に寄り添い、互いに協力して子育て支援に取り組むとともに子どもの最善の利益が実現されることを願い「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念として様々な子育て支援を推進している。

本プランは、本市の上位計画である「第五次宮崎市総合計画」や「第四次宮崎市地域福祉計画」と方向性を合わせて策定されていることから、児童相談所設置に係る基本理念についても支援プランの理念を踏襲する。

本市の基本方針（めざす姿）（案）

（1）子どもの安全・安心を最優先に行動します。

- 地域全体で子どもと家族を支える環境を整備します。
- 子どもの命を守るため躊躇なく決断し、対応します。

（2）子どもと家族が笑顔で過ごせるように一緒に考え、応援します。

- 妊娠期からの切れ目ない支援を通して、妊娠・子育ての不安に対応し、子育て中の家庭を孤立化させない取組を進めます。
- 子どもや家族に頼りたいと思ってもらえるような身近な相談拠点を目指します。
- 子どもと家族に寄り添いながら、一緒に課題に向き合い、解決に努めます。

（3）子どもが子ども（自分）らしく生きることができ る取り組みを進めます。

- 「子どもの声を聴く」「子どもが想いや意見を表明できる」環境を整備します。
- 子どもが家庭的な環境において、安心して暮らしていけるように、里親や養子縁組など様々な生活の場の充実を図ります。

児童相談所の機能（本市が児童相談所を設置するメリット）

◆虐待の未然防止・再発防止体制の強化

身近な相談機関として幅広い相談対応が可能となり、虐待の未然防止や再発防止において一層の体制強化が図られる。

◆通告後対応の迅速化

通告後の初動調査において、対象世帯の住基情報、保健情報、所属情報（保育所・幼稚園、小中学校等）等は、市が所管しているため情報収集や連携が迅速に行える。

◆市の判断で一時保護が可能

これまでは、県の判断でないと一時保護が出来なかったが、市の判断で一時保護が可能。→対応の迅速化

◆一時保護所の弾力的な運用

育児に困難を抱える家庭において、短期的に子どもを預かり育児支援を行うことが出来る。

◆家庭的養護の推進

里親の活用を積極的に図り、措置児童が家庭的な環境で育つことを推進

など

06

想定される虐待相談対応件数
及び一時保護所の定員数 等

想定される虐待相談対応件数

児童相談所開設時の**前々年度の虐待相談対応件数**に応じて、児童相談所職員の配置数等が決まる。

現時点においては、虐待相談対応件数を次のように推計

県中央児童相談所における虐待相談対応件数の内
宮崎市分（令和4年度速報値） } **690件**

全国の直近3年間の虐待相談対応件数の伸び率 **7%増**
（令和2年度：205,044件 → 令和4年度：219,170件）

想定される虐待相談対応件数 $690件 \times 107\% = 738件$

【参考】

令和4年度宮崎市分の件数と全国平均を宮崎市人口規模に換算した件数を比較

（全国虐待相談対応件数/日本の人口）×宮崎市の人口（令和4年4月現住人口）

= 219,170件/1億25百万人 × 399,425人 = **700件**

宮崎市（690件）と全国平均（700件）では虐待対応相談件数に大きな差はない。

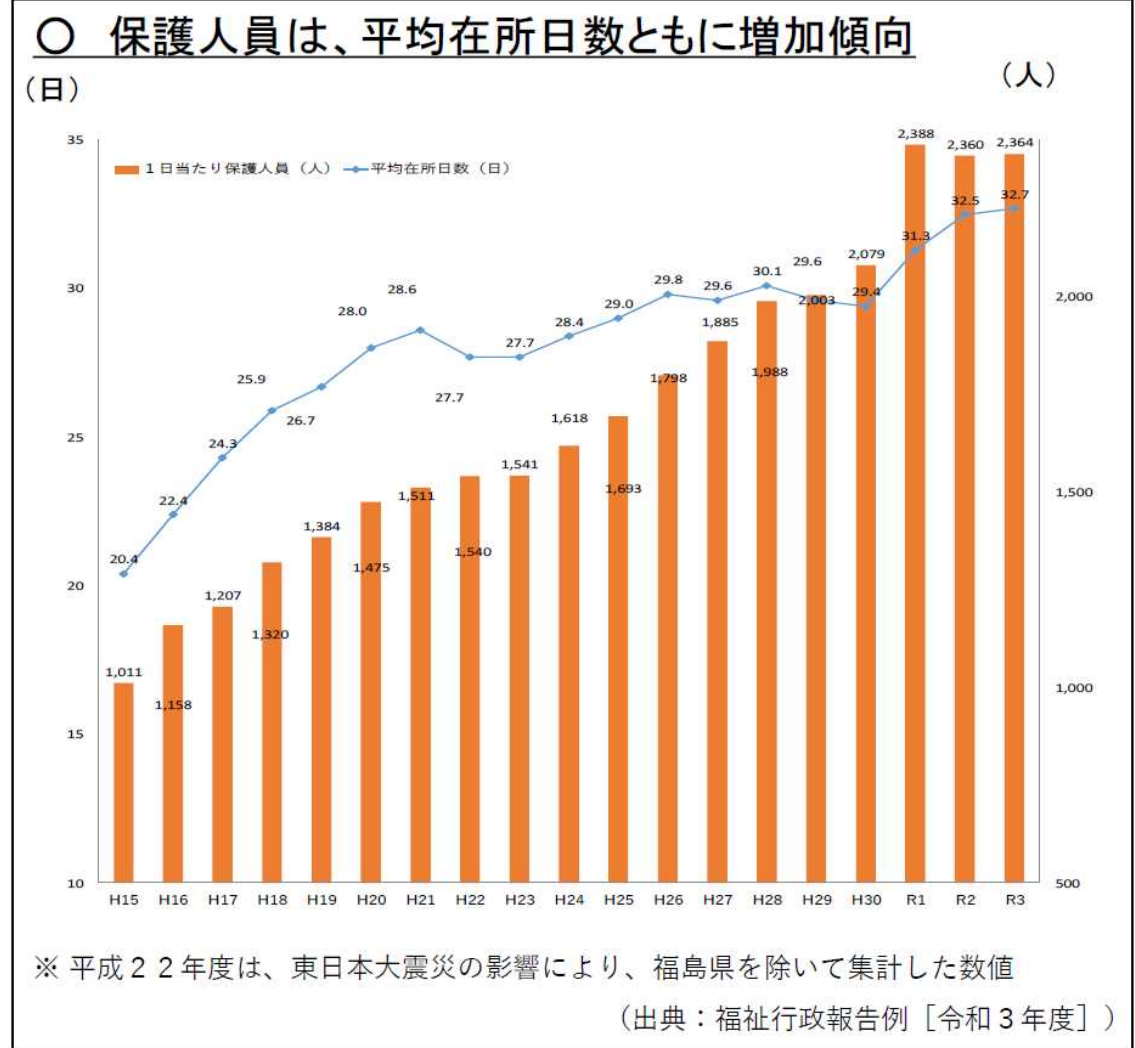
他自治体の一時保護所定員数・入所率

出典：こども家庭庁「児童相談所関連データ」、「令和4年改正児童福祉法に基づく検討状況等について」

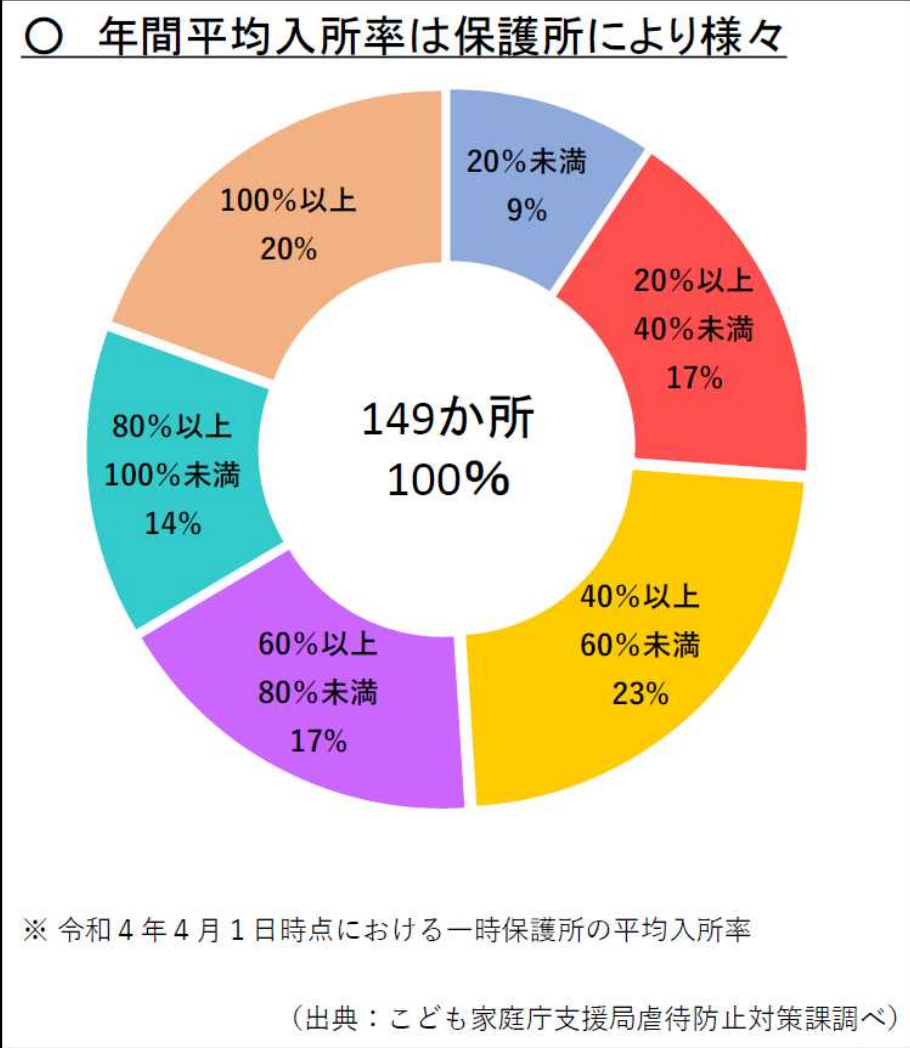
自治体名	管轄区域人口 (R2国勢調査)	児童虐待 相談対応件数 (令和4年度)	定員数 (R4.4.1現在)	平均入所率 (令和4年度)	一時保護所の職員数 (R5.4.1現在)				
					合計	常勤職員数		非常勤 職員数	
						専任	兼任		
(参考) 宮崎県	1,069,576	2,019	60	20.1%	39	0	10	29	
中央児童相談所	573,610		30	21.8%	13	0	4	9	
都城児童相談所	273,000		15	13.6%	13	0	3	10	
延岡児童相談所	222,966		15	23.1%	13	0	3	10	
【指定都市（管轄人口：80万人以下）】									
さいたま市（南部）	686,636	3,365	44	109.0%	71	51	0	20	
相模原市	725,493	1,896	25	104.0%	62	32	0	30	
新潟市	789,275	1,570	23	104.6%	35	23	0	12	
静岡市	693,389	782	20	70.8%	20	10	0	10	
浜松市	790,718	872	20	81.3%	16	16	0	0	
岡山市	724,691	424	25	47.0%	43	0	11	32	
熊本市	738,865	1,425	20	84.9%	19	13	0	6	
【中核市】									
横須賀市	388,078	962	25	98.4%	28	14	0	14	
金沢市	463,254	693	12	59.7%	22	8	0	14	
明石市	303,601	602	25	31.1%	22	13	0	9	
奈良市	354,630	385	12	91.5%	33	12	0	21	
【同規模（管轄人口：43万人から35万人）】									
長岡児童相談所（新潟県）	430,288	2,019	14	68.8%	17	0	3	14	
宗像児童相談所（福岡県）	428,970		14	60.5%	17	9	0	8	
高岡児童相談所（富山県）	426,159		10	34.2%	31	2	0	29	
函館児童相談所（北海道）	413,767		20	34.4%	27	3	0	24	
東上総児童相談所（千葉県）	410,235		15	164.1%	25	12	0	13	
佐世保こども・女性・障害者支援センター（長崎県）	398,898		10	48.8%	18	7	1	10	
大津・高島子ども家庭相談センター（滋賀県）	391,447		15	61.9%	21	9	0	12	
田川児童相談所（福岡県）	356,036		18	54.4%	23	9	0	14	

【参考】一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

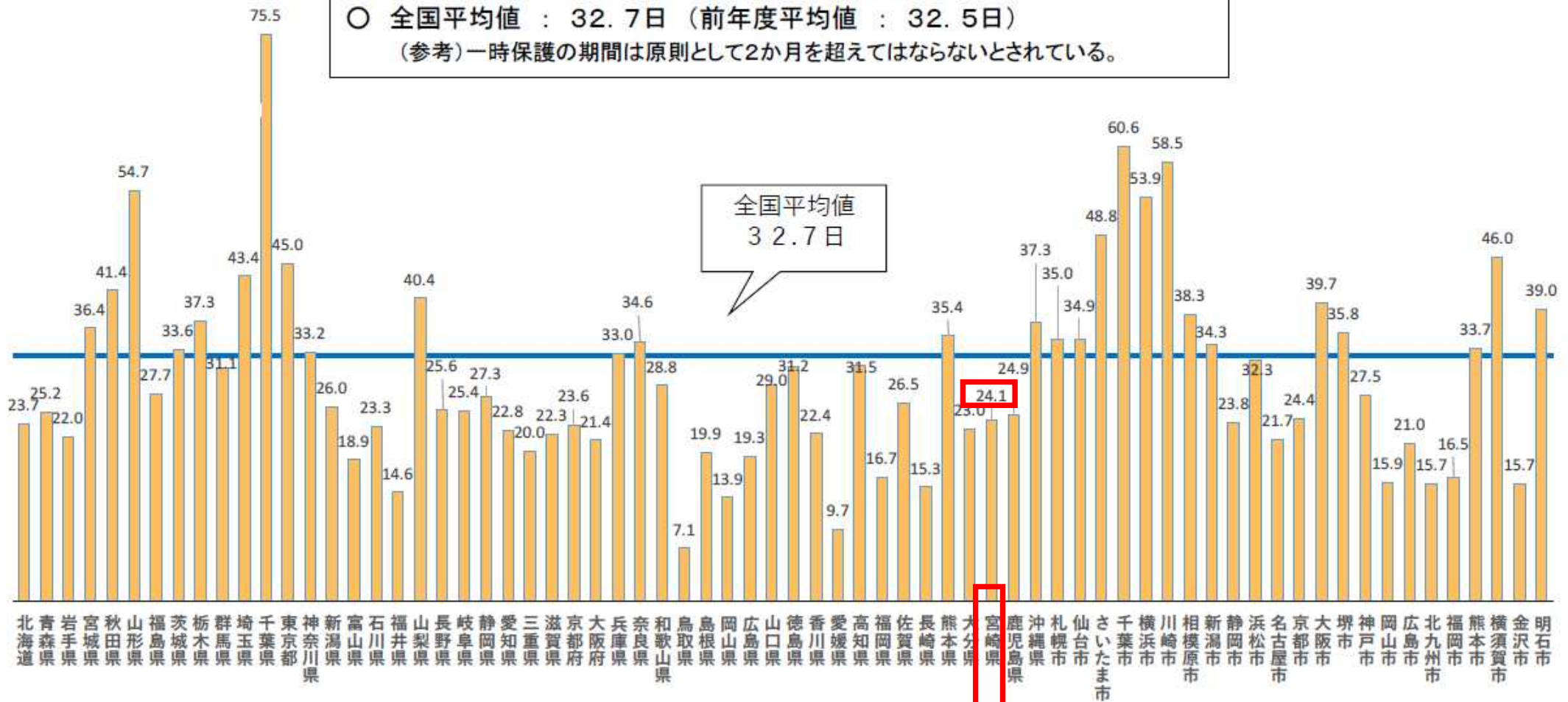


年間平均入所率



【参考】一時保護所での平均在所日数（都道府県別）

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 32.7日 (前年度平均値 : 32.5日)
 (参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



(出典：福祉行政報告例 [令和3年度])

想定される一時保護所の定員

【考え方1】

一時保護所の定員について、子ども家庭福祉分野を専門としている和田一郎氏の著書「児童相談所一時保護所の子どもと支援」によると、「**非予測性と公共性の高い一時保護所の定員は、現状の2倍以上を見込むことである**」とされています。

※出典 和田一郎「児童相談所一時保護所の子どもと支援」、明石書店、2016

保護人数(令和3年度所内保護宮崎市分) × 平均保護日数(①宮崎県、②全国) ÷ 365日

= 1日あたりの平均保護人数

①基準人数：85人 × 24.1日（宮崎県） ÷ 365日 = 5.61人 ≒ 6人

②基準人数：85人 × 32.7日（全国） ÷ 365日 = 7.61人 ≒ 8人

(6人～8人) × 2倍 = 12～16人

【考え方2】

宮崎県中央児童相談所定員 30人

管轄人口の7割が宮崎市であることから、**30人 × 7割 = 21人**

想定される医学診断及び心理診断の件数

医学診断

医師（精神科医、小児科医等）の行う医学診断は、問診、診察、検査等をもとに、医学的な見地から子どもの援助（治療を含む。）の内容、方針を定めるために行う。

宮崎県児童相談所における医学診断指導件数：計276件

宮崎県人口：1,060,958人

宮崎市人口：400,775人（県内人口の37.8%）

$276 \text{件} \times 37.8\% = 104 \text{件}$

上記より、**年間約104件想定**

心理診断

児童心理司によって行われる心理診断は、面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う。

宮崎県児童相談所における心理診断指導件数：計4,643件

宮崎県人口：1,060,958人

宮崎市人口：400,775人（県内人口の37.8%）

$4,643 \text{件} \times 37.8\% = 1,755 \text{件}$

上記より、**年間約1,755件想定**



07

人材確保及び育成

人材確保及び育成（児童相談所の構成）①

	B級	A級
規模	その他の児童相談所	人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所
組織構成 (※)	総務部門、相談・措置部門、 判定・指導部門、一時保護部門	総務部門、相談・指導部門、 判定・指導部門、措置部門、 一時保護部門
職員構成	所長、各部門の長、児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司、相談員、医師（精神科医、小児科医。嘱託も可）保健師、児童心理司スーパーバイザー、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士、その他必要とする職員	所長、次長、各部門の長、B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）、臨床検査技師

宮崎市

※上記によることができない場合には、地区別編成や相談種類別構成（養護チーム、障害チーム、非行チーム、育成チーム等）のほか、養護チームの中に児童虐待専従チーム等を設置することも必要

出典：「児童相談所運営指針より」

人材確保及び育成（児童相談所の組織構成）②

児童相談所の組織については、総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の3部門が標準。組織規模が過大等の理由により、相談・判定・指導・措置部門を細分化する場合は次のような組織が標準。

A級（総務部門、相談・指導部門、判定・指導部門、措置部門、一時保護部門）

B級（総務部門、相談・措置部門、判定・指導部門、一時保護部門）

総務部門

- (1) 所属職員の人事及び給与に関すること
- (2) 公文書類の收受、発送及び保存に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 物品会計事務に関すること
- (5) 施設の維持管理に関すること
- (6) 全体的事業の企画、普及に関すること
- (7) 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること
- (8) その他他部門に属しないこと

相談・指導部門

- (1) 相談の受付
- (2) 受理会議の実施とその結果の対応
- (3) 調査、社会診断及び指導
- (4) 相談業務全般についての連絡調整
- (5) 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動
- (6) 一時保護手続
- (7) 児童福祉施設、里親等に措置した後の家庭指導等
- (8) 相談業務の企画に関すること
- (9) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

判定・指導部門

- (1) 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導
- (2) 判定会議の実施とその結果の対応
- (3) 判定に基づく援助指針の立案
- (4) 一時保護している子どもの健康管理の援助
- (5) 療育手帳、各種証明書等
- (6) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと

措置部門

- (1) 援助方針会議の実施とその結果の対応
- (2) 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務
- (3) 措置事務、措置中の状況把握
- (4) 障害児施設利用給付決定に関する事務
- (5) 児童記録票及び関係書類の整理保管
- (6) 児童相談所業務統計

一時保護部門

- (1) 都道府県等が設置する一時保護施設で行う一時保護の実施
- (2) 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断
- (3) 観察会議の実施とその結果の対応
- (4) 一時保護している子どもの健康管理

人材確保及び育成（必要な職種）③

所長

- (1) 所長として法に定められている権限の行使
- (2) 法第32条等により都道府県知事等から委任された権限の行使
- (3) 各部門の業務の統轄
- (4) 児童相談所を代表しての対外活動

総務部門の長

- (1) 庶務的事項の総括
- (2) 他部門との事務的連絡調整
- (3) 全体的事業の企画に係る連絡調整

相談・指導部門の長

- (1) 相談・指導部門の業務全般の総括
- (2) 受理会議の主宰
- (3) 児童福祉司スーパーバイザーの意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと
- (4) 相談業務の企画に関すること

判定・指導部門の長

- (1) 判定・指導部門の業務全般の総括
- (2) 判定・指導部門の職員に対する指導及び教育を行うこと
- (3) 判定会議の主宰

措置部門の長

- (1) 措置部門の業務全般の総括
- (2) 援助方針会議の主宰

一時保護部門の長

- (1) 一時保護部門の業務全般の総括
- (2) 一時保護部門の職員に対する指導及び教育を行うこと
- (3) 観察会議の主宰

児童福祉司スーパーバイザー

- ・児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

児童福祉司

- (1) 子ども、保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断を行うこと
- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

人材確保及び育成（必要な職種）④

里親養育支援児童福祉司

- (1) 里親に関する普及啓発
- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助

受付相談員

- (1) 相談の受付に関すること
- (2) 受付面接と応急の援助に関すること
- (3) 受理会議に関すること

相談員

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと
- (3) 子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと

電話相談員

- ・ 電話相談業務に関すること

児童虐待対応協力員

- ・ 児童福祉司等と協力して、夜間休日における児童家庭相談（特に児童虐待相談）への対応を行うこと

医師（精神科医、小児科医）

- (1) 診察、医学的検査等による子どもの診断（虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断）
- (2) 子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導
- (3) 医学的治療
- (4) 脳波測定、理学療法等の指示及び監督
- (5) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導
- (6) 一時保護しているこどもの健康管理
- (7) 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整

弁護士

- ・ 法第 28 条の措置、親権喪失又は停止の審判や法第 33 条第 5 項の引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続や、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者に説明を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと

児童心理司スーパーバイザー

- ・ 児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

人材確保及び育成（必要な職種）⑤

児童心理司

- (1) こども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によってこども、保護者等に対し心理診断を行うこと
- (2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

心理療法担当職員

子ども、保護者等に対し、心理療法、カウンセリング等の指導を行うこと

保健師

- (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
- (3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護しているこどもの健康管理
- (4) 市町村保健センター、子育て世代包括支援センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

調理員

一時保護しているこどもの給食業務

児童指導員及び保育士

- (1) 一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること
- (2) 児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと

一時保護対応協力員

児童指導員や保育士及び心理療法担当職員等と協力して子どもや保護者等への指導、支援を行うこと

看護師

- (1) 一時保護しているこどもの健康管理
- (2) 精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務

栄養士

- (1) 栄養指導
- (2) 栄養管理及び衛生管理
- (3) 一時保護しているこどもの給食の献立の作成

その他

意見表明等支援員・・・子どもの立場に立って、子どもの意見の形成や表明を支援

人材確保及び育成（必要な人数）⑥

児童相談所の人員については、法令や運営指針等で規定されている。

児童相談所

算定の基礎数値

市の人口（令和2年国勢調査）※令和7年を使用 → 401,339人

児童虐待相談対応件数（想定）※前々年度を使用 → 738件

児童福祉司

- ① 《人口基準》 $401,339 \div 30,000 = 13.4人 \div 14人$ （端数切り上げ）
- ② 《相談対応件数に応じた配置基準》 $(738 - (401,339 \times 0.001)) \div 40 = 8.4 \div 9人$ （端数切り上げ）
- ③ 《里親養育支援児童福祉司》 1人

① + ② + ③ = **24人必要**となる。

児童福祉司SV

- ・ 児童福祉司：《人口基準》14人 + 《相談対応件数に応じた配置基準》9人 = 23人
⇒ $23人 \div 6 = 3.8人 \div 4人必要$ となる。（端数四捨五入） ※児童福祉司の内数

児童心理司

- ・ 児童福祉司2人につき1人以上配置することを標準
- ・ 児童福祉司：《人口基準》14人 + 《相談対応件数に応じた配置基準》9人 = 23人
⇒ $23人 \div 2 = 11.5 \div 12人必要$ となる。（端数四捨五入）

児童心理司SV

【本市における想定職員数】 ⇒ **1人必要**

など

人材確保及び育成（必要な人数）⑦

一時保護所の人員については、現在国で議論されている一時保護所の設備・運営基（案）の規定を準用する。

一時保護所

算定の基礎数値
一時保護所の定員・・・18人（想定）

一時保護所職員（児童指導員、保育士）

児童指導員及び保育士は、
満二歳に満たない幼児概ね1.6人につき一人以上、
満二歳以上満三歳に満たない幼児概ね2人につき一人以上、
満三歳以上の児童六人につき二人以上を常時置かなければならない。

【検討：夜間の職員体制】
各ユニットに1人以上かつ一
時保護所全体で常時2人以上
の夜勤職員が必要

一時保護所定員18人（男6人、女6人、幼児6人）の場合

- ・ 幼児6人（2歳以上想定）／1.6人 \div 3.8=4人
- ・ （男6人+女6人）／6人 \times 2人=4人指導員

8人必要となる。

心理療法担当職員

おおむね児童10人につき1人以上 **2人必要**となる。

看護師

9時から17時の間、常時1人以上 **1人必要**となる。

学習指導員

学齢児8人につき1人以上 **2人必要**となる。

など

人材確保及び育成（医師、弁護士の配置状況R4.4.1）⑧

		医師
都道府県	福岡県	11
	佐賀県	4
	長崎県	8
	熊本県	16
	大分県	7
	宮崎県	9
	鹿児島県	10
	沖縄県	9
政令指定都市	北九州市	2
	福岡市	2
	熊本市	1
特別区	港区	1
	世田谷区	6
	荒川区	1
	江戸川区	1
	中野区	15
中核市	横須賀市	2
	金沢市	8
	明石市	1
	奈良市	1

		弁護士		
		計	常勤	非常勤
都道府県	福岡県	2	0	2
	佐賀県	4	0	4
	長崎県	0	0	0
	熊本県	0	0	0
	大分県	20	0	20
	宮崎県	2	0	2
	鹿児島県	2	0	2
	沖縄県	0	0	0
政令指定都市	北九州市	1	0	1
	福岡市	1	1	0
	熊本市	1	1	0
特別区	港区	0	0	0
	世田谷区	0	0	0
	荒川区	0	0	0
	江戸川区	1	1	0
	中野区	2	0	2
中核市	横須賀市	1	0	1
	金沢市	0	0	0
	明石市	2	2	0
	奈良市	1	1	0

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

人材確保及び育成⑨

● 職員育成（研修派遣）

職員を段階的に研修派遣し、開設が近づくにつれ派遣人数を増やしていく計画
開設までに、**一定程度の職員が児童相談所の業務を経験する必要がある**



● 職員育成（内部研修）

県の児童福祉司任用前研修をはじめ、西日本研修センターあかしや子どもの虹情報研修センター、こどもの虐待防止センターなどの研修を積極的に受講していく。

● 職員の採用

経験のある専門職の採用を積極的に実施していく

専門職（児童福祉司や児童心理司など）を採用しやすくするための工夫が必要

● 採用後の人事ローテーション

職員のモチベーションの維持のため、配置換えできる職場を考えていくことが必要